

## 団 体 概 要

設立目的：この法人は、地域とそこに育まれた有形無形の文化を、心より愛し継承していくと同時に、積極的に国外や他地域の様々な文化にも目を向け、それを取り入れる事業を行うことにより、住民が誇りを持てるような魅力的な地域文化の形成をはかり、それを持って地域の発展に寄与することを目的とする。

団体名：特定非営利活動法人響

理事長：清水耕一郎

設 立：平成25年1月9日

所在地：佐賀県西松浦郡有田町中樽二丁目18番7号

職員数：常勤5名・非常勤1名

沿 革：	平成24年 9月	設立総会
	平成24年12月	設立認証
	平成25年 1月	登記
	平成25年 3月	歴史と文化の森公園 指定管理者指定
	平成25年 4月	歴史と文化の森公園 運営開始

# 運営基本方針書

## 運営の目的

地域とそこに育まれた有形無形の文化を、心より愛し継承していくと同時に、積極的に国外や他地域の様々な文化にも目を向け、それを取り入れることにより、住民が誇りを持てるような地域文化の形成を図り、それを持って地域の発展に寄与することを目的とする。

このためには、地域文化の核となる施設を活用して、様々な文化事業を展開していくことが必要であり、焱の博記念堂及び歴史と文化の森公園をその活動交流拠点として積極的に活用してすることが、目的達成の大きな推進を狙う。

## 地域の公立文化施設を有効活用するための事業

### (1) 施設の維持管理

建設後まもなく 20 年を迎える焱の博記念堂及び歴史と文化の森公園の経年による劣化現象を的確に把握し、行政とともにより良い状態に保つべく努力をする。

### (2) 地域の個性を生かした事業

施設の特徴を生かし、かつ地域文化の発展に繋がる事業を企画展開する。特に、これまで同様一流の出演者による演奏会や、シリーズ事業としての講習会、更には地域の将来を担う子供世代のための体験企画に力を入れる。

### (3) 企画委員会からの様々な意見

NPO法人響・焱の博記念堂に町内有志による企画委員会を設置し、様々な視点からの意見を事業の企画・推進に生かす。

### (4) 焱の博記念堂ならではのシリーズ事業の育成

#### ○ひびきあうひびシリーズ

世代を超えて響きあう、業種を超えて響きあう、演奏会や講演会を通じて様々な交流を目的とする事業。

#### ○たつじんにマナブシリーズ

地域で活躍する達人からマナブ講習会

### (5) 担い手の育成

地域文化の担い手として期待される若者、特に記念堂の運営（企画・舞台運営・公園管理の各分野）を手伝ってみたいという若者を募り、サポーターとして登録し、活躍の場を共有するシステム作りを提案する。

誓約書

有田町長 様

平成27年9月15日

所在地 佐賀県西松浦郡有田町中樽二丁目18-7

団体名 特定非営利活動法人響

代表者氏名 清水 耕一郎



有田町の歴史と文化の森公園の指定管理者の申請にあたり、下記の応募資格をすべて満たし、かつ欠格条項のすべてに該当していないことを誓約します。

記

1. 応募資格

法人その他の団体であること。(法人格の有無は問いません。個人は不可。)

2. 欠格条項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者。
- (2) 有田町から指名停止措置を受けている者。
- (3) 直近の1年間において、町税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者。
- (4) 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしている団体。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者。

地方自治法施行令（昭和二十二年五月三日政令第十六号）

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、次の各号の一に該当すると認められる者をその事実があった後二年間一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由がなくして契約を履行しなかった者
- 六 前各号の一に該当する事実があった後二年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者